

審 20-0191 号
2020 年 8 月 25 日

関係各位

公益財団法人 日本サッカー協会
審判委員会 委員長 黛 俊行

2020/21 フットサル競技規則の改正に伴う規則解釈および適用の変更について

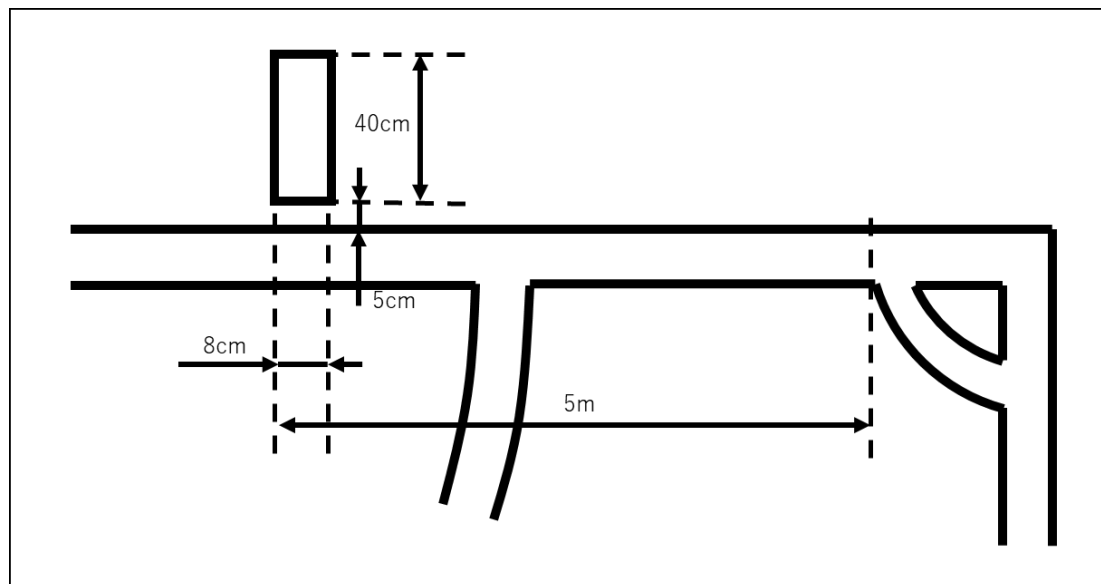
本年、フットサル競技規則が6年振りに改正されました。規則およびその解釈の変更に伴い、過去の通達の一部にも解釈や適用の変更の必要性が生じたので、あらためて下記のとおり通達します。

なお、「2020/21 フットサル競技規則(PDF 版)」は、2020 年 9 月初旬に本協会ホームページに掲載される予定ですので合わせてご確認ください。

記

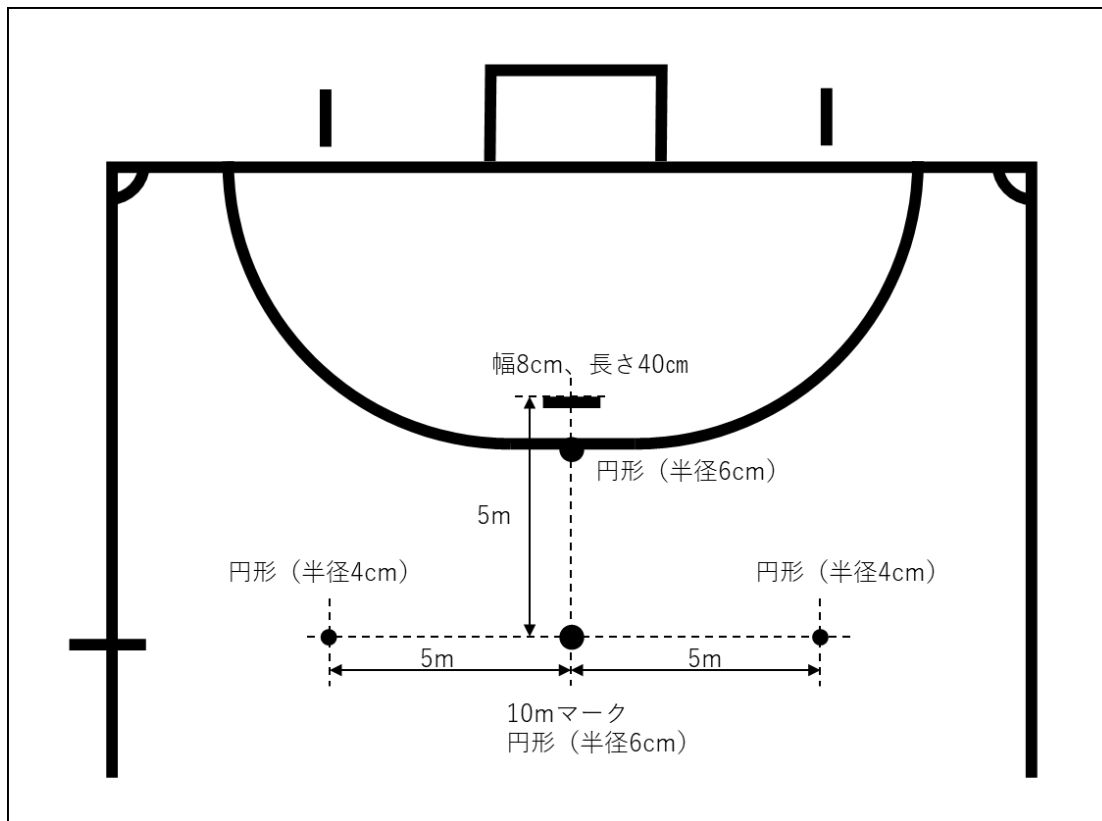
1. ピッチのマーキング

(1) 「コーナーアークから5mのマーク」は、図1のとおり描く。



- コーナーアーク外側からマークのゴール側の端までの距離: 5m
- ゴールラインから離す距離: 5cm
- マークの大きさ: 幅8cm、長さ40cm

- (2) 「10mマークから5mのマーク」および10mマークからの「6 つ目以降の累積ファウルに与えられる直接フリーキックが行われるときに守備側ゴールキーパーが離れなければならない距離を示すマーク」は、図 2 のとおり描く。



- 10mマークから5mのマーク
 - ・ 10mマーク(円形:半径6cm)中心から5mのマーク中心までの距離:5m
 - ・ マークの大きさ:円形、半径4cm
- 10mマークの中心から守備側ゴールキーパーが離れる距離を示すマーク
 - ・ マークのゴール側の端までの距離:5m
 - ・ マークの大きさ:幅8cm、長さ40cm

2. テクニカルエリアの使用

- (1) テクニカルエリア(以降、「エリア」)に入ることのできる者

大会(リーグ)規定に定められた交代要員およびチーム役員数の範囲内で、試合のために届けられた者および交代して退いた競技者のみとする。

- (2) 戦術指示

- 試合中、エリアに入ることのできる者の中から、その都度ただ 1 人のチーム役員のみが、エリア内において指示を与えることができる。
- 戦術的指示を与えるチーム役員は、責任ある態度で行動する限り、戦術的指示を行った後であってもベンチに戻る必要はない。

- (3) エリア外の活動

- エリア内に入る者は、ハーフタイム時を除き、試合中は常にエリア内にとどまっていなければならない。ただし、競技者や主審・第 2 審判の動きを邪魔せず、責任ある態度で行動する限り、ウォームアップのためにウォームアップエリアに入ることができる。
- チーム役員は、主審・第 2 審判が承認した場合、競技者の負傷対応のためにピッチ内に入ることができる。

3. 電子機器または通信機器の使用

- (1) 「競技者(交代要員、退場となった競技者を含む)があらゆる形式の電子、または、通信機器(電子的パフォーマンス・トラッキングシステムが認められる場合を除く)を身に付ける、あるいは、用いることは認められない。
- (2) チーム役員による電子機器または通信機器の使用は、競技者の保護や安全に直接関係する場合、あるいは、戦術的またはコーチングの目的であれば用いることが認められる。ただし、小型で、持ち運びでき、手で携帯できる程度のものに限られる(例えば、マイク、ヘッドフォン、イヤフォン、携帯電話またはスマートウォッチ、タブレット、ラップトップ PC)。
- (3) エリア内での電子機器または通信機器の使用
 - 「チーム役員による電子機器または通信機器の使用は、競技者の保護や安全に直接関係する場合、あるいは、戦術的またはコーチングの目的であれば用いることが認められる。」と規定されていることから、チーム役員はテクニカルエリア内において責任ある態度のもと電子機器または通信機器を使用することができる。
 - 次の使用方法是、認められる。
 - ・ エリア内において、タブレット端末を通して「文字、図または映像」等の情報をチーム役員が競技者または交代要員に提示したり、ベンチ内においてチーム役員間でそれらの情報を共有する(しかしながら、その映像を審判員に見せる行為は「不適切な行動」としてエリアから退場が命じられることになる)。
 - ・ エリア内において、電子機器または通信機器から、またその機器に接続しイヤフォンなどを通じて、外部と言葉によるコミュニケーションを図る、またはピッチ上のメディカルスタッフと交信、また、エリア上でスマートフォンや携帯電話等の電子機器または通信機器を直接耳に当てて外部と通信(通話)する(しかしながら、態度、マナーという観点からその使用方法については考慮すべきであり、各リーグ、連盟および競技会において、参加クラブ、チームの状況に鑑み、必要に応じて競技会の注意事項に入れるなどして対応する)。
 - エリア内で電子機器または通信機器を使用しての撮影(写真やビデオ)
 - ・ 「電子機器または通信機器」の使用とは、電子的パフォーマンス・トラッキングシステム(EPTS)等のデータ転送と、言葉によるコミュニケーション、またチーム役員間やチーム役員と競技者や交代要員の間で情報(文字、図、映像など)を共有することであり、撮影(写真、ビデオ)は含まれていない。
 - ・ 電子機器または通信機器に付帯しているものによるものも含めて、エリア内においては、いかなる撮影(写真、ビデオ)も認められない。

4. アドバンテージ適用時の反則の累積

- (1) 第3審判は、直接フリーキックとなるファウルが犯され、アドバンテージのシグナルにより、主審・第2審判がアドバンテージ適用したと確認した場合、ボールがアウトオブプレー後の主審・第2審判の累積シグナルを待たず、ファウルを累積させる。
- (2) 主審・第2審判は、第3審判がアドバンテージ適用直後にファウルを累積させたとしても、ボールがアウトオブプレーになった後、累積の確認等のため、すみやかにタイムキーパーと第3審判に対して所定のシグナルを用いて累積ファウルが犯されたことを示す。

5. 主審・第2審判の位置するサイドの交替

ピッチのベンチ側半分で警告、退場を命じた場合、ベンチサイドからのプレッシャーを回避するため、主審・第2審判は自動的にサイドを変える。

6. タイムアウト時の交代の進め方

- 1 分間のタイムアウトにおける交代の進め方は、つぎのように行う。
 - ・ タイムキーパーがブザー等でタイムアウトの許可を合図する。
 - ・ 競技者はベンチに戻ることができる。

- ・ 交代要員およびチーム役員は、ピッチ内に入ることができない。
- ・ タイムアウトが終了するまで、交代は認められない。
- ・ タイムキーパーがブザーでタイムアウト終了を合図する。
- ・ タイムアウト終了の合図後、ビブスを交換し、交代する。
- ・ 交代は、テクニカルエリア内で完了することができ、キックイン等によってボールがインプレーになることを待つ必要はない。

7. 4秒のカウントの開始

(1) プレー再開時

- フリーキック、キックイン、コーナーキック
 - ・ 原則、ボールがフリーキックの場所、キックインの地点、コーナーエリア内に置かれたときにカウントは開始される。
 - ・ ボールが置かれる前であっても、キックを行う準備体制が整ったならば、カウントが開始されることがある。例えば、キッカーがボールを持って、パスの先を探している、あるいはキッカーがボールを持ってゆっくりキックの場所に歩いている場合など。
- ゴールクリアランス
 - ・ ゴールキーパーがペナルティーエリアの外にいた場合でも、エリア内に入れば再開できると判断される場合には、カウントは開始される。

(2) ゴールキーパーによるボールをコントロール時の4秒カウント

- ・ 手でボールを手に持って保持していたり、ボールに触れてドリブルしてはいないが、ゴールキーパーが自分自身のハーフ内で、ボールをプレーイングディスタンス内に置き、手または腕、あるいは足を用いて、ボールをコントロールできていると判断される場合には、カウントは開始される。
- ・ ボールが近くにあり、ゴールキーパーがすぐさま手で触れたり、足でプレーできるような状況は、ボールがゴールキーパーのコントロール下にあると考える。
- ・ セーブした直後、ボールがゴールキーパーの近くにあったとしても、すぐさま手や足でコントロールできないと判断される状況では、カウントは開始されない。

8. 飲水

競技中の飲水は、つぎのように行う。

- ・ ピッチ内での飲水は、ボールがインプレー、アウトオブプレーにかかわらず、認められない。飲水が必要な競技者は、タイムアウトや自由な交代を利用して自分のベンチにおいて飲水する。
- ・ 飲料は水のみとし、スポーツドリンク等は、認められない。
- ・ 施設内で飲水を認めない等、施設管理上の別規定がある場合、それに従う。
- ・ ゴールキーパーの飲水については、大会(リーグ)規定の飲水タイム等にかかる規定に基づき行うことができる。

9. 15歳以下の競技会におけるゴールキーパースロー等

15歳(第3種)以下のフットサル競技会については、それぞれ財団法人日本サッカー協会発信の、「2003年6月6日、第3種以下の競技会におけるフットサル競技規則の適用について」、「2003年7月15日、第3種以下の競技会におけるフットサル競技規則の適用について(補足)」および「2005年2月17日、第3種以下の競技会におけるフットサル競技規則の適用について(その2)」に基づき、引き続き次のとおり、適用する。

(1) 第8条 - プレーの開始および再開

- ・ キックオフから直接得点することはできない。

(2) 第12条 - ファウルと不正行為、第16条 - ゴールクリアランス

- ・ ゴールキーパーが投げた、またけったボールが直接ハーフウェーラインを越えた場合、間接フリーキックが相手チームに与えられ、間接フリーキックはボールがハーフウェーラインを越えた場所から行われる。

<廃止する通達>

- (1) 2006 年 9 月 23 日
2006 年フットサル競技規則改正(第 1 条及び第8条)の適用について
- (2) 2008 年 7 月 23 日 審 0807—M0007 号
コーナーアークから5mのゴールラインと直角なマークの位置について(変更)
- (3) 2009 年 3 月 12 日 審 0903—M0021
競技場内における競技者およびテクニカルスタッフ間の無線通信システムの使用について(フットサル)
- (4) 2010 年 3 月 29 日 審 1003—M0050 号
15 歳以下のフットサル競技会における競技規則の適用について
- (5) 2014 年 8 月 20 日 審 1408—K0124
フットサルにおけるテクニカルエリアの使用について
- (6) 2013 年 6 月 28 日 審1306—K0061 号
フットサル競技規則解釈の一部変更および競技規則施行の徹底について
- (7) 2014 年 8 月 20 日 審 1408—K0124 号
フットサルにおけるテクニカルエリアの使用について
- (8) 2016 年 10 月 7 日 審1609-0138 号
フットサルにおける無線通信システムの使用について

以上